

## ■2020 年度 S 日程一般入試法律科目試験

### 「民法」問題の出題趣旨・解説

#### 【出題趣旨】

現行法では普通種類債権の特定（現行 412 条 2 項）、給付危険（履行不能論）、受領遅滞の効果論（対価危険の債権者への移転、性質論と契約解除権の有無）、534 条 2 項との関係等につき論理的関連性を以て理解し説明できるかを問うている。

改正民法 401 条 2 項の普通種類債権の特定以降の 412 条の 2 第 1 項（給付危険）、413 条 1 項（受領遅滞の効果）、413 条の 2 第 2 項（受領遅滞後の履行不能）、536 条 1 項・2 項（危険負担と反対債務の履行拒絶権）、542 条柱書及び同条 1 号（履行不能に基づく無催告解除）と 543 条、567 条 2 項（売買における目的物滅失等についての給付危険の移転）につき論理的理解ができていないか、を確認する基本問題である。

#### 【解説】

場所等による範囲限定のない普通種類債権では持参債務で現実の提供があれば給付の目的は持参した甲ワイン 20 本に特定すると共に、受領を拒んだ買主 A は受領遅滞に陥る。受領遅滞の効果につき現行法の伝統的通説を明文化したのが改正法である。受領遅滞後の不可抗力すなわち当事者双方の帰責事由に因らず債務の履行が不能となれば、債権者の帰責事由に因るとみなされ（413 条の 2 第 2 項）、その結果、受領遅滞後の対価危険は債権者（買主）が負担し（536 条 2 項前段）、帰責事由のある債権者は履行不能を理由に契約解除もできない（543 条）。但し、対価危険（危険負担）は改正法では反対債務（代金債務）の消滅の有無でなく履行拒絶権の有無である（536 条各項及び 567 条 1 項後段・2 項参照）。加えて改正法は売買において特定した甲ワイン 20 本が滅失した本問につき、受領遅滞後の給付危険は債権者（買主）に移転する新规定を設け、買主は追完請求権、損害賠償請求、解除権行使その他の権利行使が出来なくなる旨を定める（567 条 2 項）

以 上